

○村中部会長 その他という議事になりますけれども、獣医療広告制限見直しの状況について、事務局から報告がございます。

それでは、岩田課長補佐、お願いいたします。

○岩田課長補佐 事務局から、獣医療広告制限見直しの状況について報告させていただきます。

昨年、皆様に御審議いただきまして、本年3月17日に答申いただいたところでございます。

作業状況につきましては、資料2を御覧いただければと思っております。

まず、作業内容について、(1)～(3)を事務局で進めているところでございます。

(1)について、獣医療法施行規則改正手続ということで、答申を受け、アの認定要件確認団体による要件確認を受けた団体から、獣医事に係る専門性認定を受けた旨の広告、イの問合せ先、通常必要とされる治療等の内容、治療等にかかる主なリスク、副作用等の事項、診療費用の表示を義務づけた診療行為の広告を含めて、追加項目について検討中でございます。

(2)について、獣医療広告ガイドラインの改正手続を行っているところでございます。こちらは関係団体等に広告制限に関する意見交換を実施中でございます。今後は、ガイドラインの案ができましたら、都道府県が実際に規制する側になるということになりますので、意見交換を予定しているところでございます。

(3)について、昨年の答申を受ける際に認定要件確認団体についての条件について事務局で検討して、また御相談させていただきということでしたので、本日、認定要件確認団体についての条件について、資料を作成しましたので、御報告させていただきます。

次のページを御覧いただければと思います。

認定要件確認団体の条件案として、主なものを載せているところでございます。特に、獣医師の専門性認定要件を確認する機関の主な条件は、6項目並べさせていただいているところでございます。

条件の1つ目は、獣医療に関する専門的な知識を有していることで、こちらは小動物だけではなく、産業動物も含めた獣医療に関する専門的な知識を有していることを想定しているところでございます。

2つ目は、公平性・中立性の高い機関であるとともに、財政的な安定性を有していることを記載させていただいております。こちらは、認定要件確認団体として、今後活動して

いくということで、公平性・中立性が高いところ、また財政的に安定しているところというところで条件として書かせていただいているところでございます。

3つ目は、認定要件確認団体の条件というよりは、一番下の四角の各団体が現在、獣医師の専門性を認定しているところの要件について記載しているところです。この内容について審査するというようなことで条件として書かせていただいております。今のところ4つ「研修・講習」「実務歴」「認定試験」「認定更新」という項目を、各専門性を認める団体が規定したものを審査するということを記載させていただいているところでございます。

4つ目は、内部監査を目的としているところで、この手続につきまして、その手続が公平・中立なのかどうかということで、第三者が評価できる体制を取ることで記載させていただいているところでございます。

5つ目は、外部監査を想定しておりまして、少なくとも年1回、農林水産大臣に活動状況を報告すること。こちらにつきましては、獣医事審議会で活動状況を報告させていただきたいと思っております。

6つ目は、その他の事務を適正に実施できる体制ということで、こちらは、今後細かく書いていこうと考えております。

右下の黒四角で書かせていただいているところは、現在想定しております、認定要件確認団体が実施する具体的な事務について書かせていただいているところです。

1つ目は、専門性に係る名称の検討及び設定ということで、こちらは議論のまとめの際に、広告制限見直しについて、専門性に係る名称は獣医事関係団体が中心となって設定し、飼育者が診療施設を選択するに当たって、混乱しないようにすることが望ましいということでしたので、こちらに記載させていただいているところです。

2つ目は、専門性認定までのプロセスの評価認定ということで、認定要件確認団体で主にやっていただきたいところの事務になっております。

3つ目は、この専門性が認定された獣医師の登録管理について、公表や管理をするところまで、この認定要件確認団体の具体的な事務にするのがいいのではないかとということで、書かせていただいているところでございます。

以上が認定要件確認団体の条件ということになります。

1ページ戻っていただきまして、今後のスケジュールになります。

6月から9月までの間に、先ほどの作業内容、(1)から(3)の作業を実施し、9月

に獣医事審議会がございますので、そちらで省令の改正内容、広告のガイドラインの改正の手續について、御報告をさせていただこうと考えております。

その後、本年10月頃になりますが、獣医療法施行規則の一部改正、獣医療広告ガイドラインの公表、また認定要件確認団体の条件の公表に加えまして、獣医療広告ガイドラインQ&Aもホームページ公表したいと思っております。

獣医療広告制限見直しの状況の報告については以上でございます。

○村中部会長 ありがとうございます。

ただいまの説明について、何か御質問がございましたら、御発言ください。

○長田委員 よろしいですか。

○村中部会長 はい、どうぞ。

○長田委員 長田でございます。

条件の案を拝見いたしました。質問ですけれども、条件の2番目にある財政的な安定性を有していることというのは非常に大切なことだと思っているのですが、これは認定要件確認団体に対してということのように読めますが、獣医師の専門性を認定する機関そのものも財政的に安定性を有していないと、何かそこで専門性を認められたのに、その団体がなくなってしまったということになってはいけないなというふうに、素人として思いました。

あと、この認定要件確認団体に対して、様々な学会や団体が申請をするときに、何か、お金が掛かるのかということです。私は消費者団体のメンバーとして、幾つか、こういう認定というところに関わっているのですけれども、審査って結構、書類も見なければいけないし、実際にそれがきちんと回っているのかとかということも確認すると、非常に審査員、審査をなさる方の手数等や、それから、その判断が正しいかどうかというのを、多分第三者が評価できる体制以外に、その前にまずきちんと決定するためにも、適正な方々による判断が必要なのかと思って、お金が結構掛かるんじゃないかなって、素人ながら思っています。その場合、適正な料金というのはどういうふうになるか分かりませんが、そういうことも考えて検討されているのかどうかというのを教えていただきたいなと思っています。

それから、各団体等による専門性認定に係る名称の検討及び設定ということが、これからなされていくものだと思いますけれども、こういうふうに広告が変わっていくこととか、そういう認定した専門性というものが登場するということなどを、一般の人は全然知らな

いと思うんですね。なので、ガイドラインも改訂されて、急に専門性に係る広告が始まったら、すごく普通の人は混乱すると思うので、その名称についても、国が認めたこのプロセスの中で認定されたものだということをきちんとお知らせしていかなきゃいけないし、何か、あれっと思ったときにどこへ相談をしたらいいのか。これ、都道府県なのか、よく分からないですけども、そういうことも明確にしたガイドラインを作っていただいた方がいいのではないかなというふうに思っています。

以上です。

○村中部会長　たくさんの内容の御意見でございましたが、事務局の方で、これに対して、今のお考えをおっしゃってください。

○岩田課長補佐　ありがとうございます。

今、3つ、頂いたところです。1つ目の財政的なところ。2つ目の名称設定の普及啓発、3つ目の何かあったときの相談窓口ということで、まず、1つ目の財政的なところにつきましては、長田委員おっしゃるように、認定要件確認団体だけでなく、その先の専門性認定に関する機関のところも必要ということを頂いたところでございます。

こちらにつきまして、専門性認定要件のところ、今4つのみ条件を書いています、精査して付け加えられるところは、財政的な安定というようなものを付け加えていきたいと思っております。

また、この専門性認定要件確認団体自体の財政的な安定性ということで、まだ登場してきてはいないですが、確かにおっしゃるとおり、今後、事務につきまして、独立運営していかなきゃいけないというところがございます。長田委員がおっしゃっているのは、独立運営するには今後どうしていったらいいかということも含めての条件が必要というところなのかと思しますので、こちらも精査して、この条件のところに加えさせていただければというふうに思っております。

2つ目の名称設定の普及啓発ですが、こちらは広告できるようになったら、国としても関係団体など通じて、広く一般に普及啓発できるよういろいろ考えてみたいと思っております。

3つ目の相談窓口につきましては、今ガイドライン改正の作業中でございます。こちら、今後ガイドラインに、インターネット、ウェブサイトの取扱いを含めて記載するところでございます。都道府県と協力して、どういうふうな形で相談窓口作れるかということも相談しながら、記載できるところは記載していきたいというふうに考えております。

以上です。

○村中部会長　ありがとうございます。

長田委員、よろしいでしょうか。

○長田委員　ありがとうございます。

是非、検討していただければと思います。広告なのか、SNSの情報提供なのか、非常に危ういようなものも出てくる可能性がありますので、その相談窓口でいち早く情報をキャッチして対応していただければいいかなと思います。

以上です。

○村中部会長　ほか、御意見、御質問ございますでしょうか。

浅野委員、どうぞ。

○浅野委員　質問と長田委員がおっしゃった各団体等が実施する専門性認定基準に係るところについての意見とあります。先に質問なんですけれども、この条件の5で、少なくとも年1回、農林水産大臣に活動状況を報告するということなんです。報告を受けて、農水省としてどこまで指導改善をするのか、その取消処分をするということも考えているのかどうかというのをちょっとお聞きしたいと思います。先にお聞きしても。

○村中部会長　はい、じゃ、一つ一つ話していきましょうか。

事務局お願いします。

○岩田課長補佐　ありがとうございます。

こちら、少なくとも年1回活動状況を報告するというので、確かに今おっしゃるとおり報告することだけで、その後どうするのだというところが書いていないところでございます。

こちら、獣医師法の大指指定診療施設に関する制度に指定の取消しも含めて条件に記載しているようなところもありますので、事務局で精査して、確かに報告だけでは足りないと思うので、こういったときは指定が停止するかというところを考えさせていただきたいと思っております。

○浅野委員　ありがとうございます。

基準ですけれども、この（3）が多分認定条件ではなくて、認定要件確認団体が各認定団体を認定するときの基準の話なんだろうと思うんですね、この（3）の研修・講習、実務歴、認定試験、認定更新で、基準として足りるかという話の意見です。

1つ目は、活動実績を入れた方がいいんじゃないかなというところが一つあります。た

だ、活動実績というのが、内容はそんなに大したものじゃなくてもいいとは思いますが、学会開催しているとか学会誌とか、そういうものを何か活動実績として入れた方がいいんじゃないかということ。

それから、2つ目、この認定更新なんですけど、内容をもう少し踏み込んで定めておくことができるのかどうか。というのは、懸念は、例えば認定から何年もたって、認定団体の認定更新がもう形骸化しているという場合に、認定を取消したり、注意喚起のために調査したり、報告徴収を取る。認定要件確認団体が各認定団体に対して、何か調査するということができるようにした方がいいのではないかなということで、認定基準をどこまで農水が縛るのかという問題はもちろんあるんですけども、方向としては定めておいた方がいいんじゃないかと思います。

3つ目、この（4）がよく分からなかったんで、事前にちょっと事務局にもお聞きしたんですけど、私の理解だと、この（4）というのは、認定要件確認団体が認定申請団体を評価するわけで、それで十分じゃないかと思ったんですけども、お聞きしたら、認定要件確認団体自体が認定申請団体になることがあるというお話でしたので、その場合に、内部監査といいますか、内部だけで審査しても意味がない、公平性がないので、この場合は何か第三者が評価できる体制を取ることということなのかなというふうに理解しました。

そうであれば、そのとおりで、組織が同一であつたら、結局、責任者は最終的には会長で、中に幾ら組織委員会を作っても、上下関係があるので、やっぱり意味がないので、同一であれば、外部の有識者を半分ぐらいは入れるとか、そういうことはあつた方がいいと思います。ただ、逆に言うと、そうでない、確認団体として想定されているという日獣内の組織が認定を申請する場合じゃなければ、そこまで要らないのじゃないかなというふうに思いました。

以上です。

○村中部会長 事務局。

○岩田課長補佐 ありがとうございます。

頂いた意見のところで、専門性のところの条件、今4つしか書いていないですが、活動実績も入れた方がいいのではないかということの意見をいただきました。先ほど、長田委員からも意見があつたとおり、安定的な財政性の条件も含めて、記載を検討していきたいと思っております。

（4）の内部監査ですけども、こちら、今外部有識者という話もあつたんですけれ

ども、同じ団体だった場合に、何か書き分けるとかそういったこととかというのはどうでしょうか。

○浅野委員 補足させていただくと、要は認定要件確認団体が認定申請団体になった場合に特別規定を作っておくということなのかなと理解しています。

○岩田課長補佐 そうですね。そういった形も含めて、検討させてもらえたらと思っております。

2つ目の認定更新のところですが、各学会がそれぞれ認定更新やっていることもありますので、そのプロセスの確認のところをもう少し細かく書けるのであれば、記載していきたいというふうに思っております。

また、今4つだけ、単語しか並べていないところもあるので、認定更新も含めて、もう少し細かく記載していきたいというふうに思います。

○村中部会長 ほかに、何かございますでしょうか。

市川委員お願いします。

○市川委員 一般的に、認定は難しく、更新はとても易しくて、現役を退かれています方でも、名前だけずっと残っているということもあります。認定更新の目的としては、消費者のため、飼い主さんのためというものがあるのであれば、やはり現役の方と区別が付くように、ある程度の更新基準というものも、認定要件確認団体として、農水省として少し見解を入れていただいた方がオーナーのためにはなるのかなというふうに感じています。

○村中部会長 事務局どうぞ。

○岩田課長補佐 ありがとうございます。

市川委員の意見も浅野委員と同じ内容だと思いますので、踏み込んで書き込むような形で、形骸化しないようにしたいと思います。あと、誰が見ても、この病院に行けばというようなことが伝わるような形で設定できればと思っていますので、引き続き、そういった観点からも作業させていただきたいと思います。

○村中部会長 ほかにございますでしょうか。

川上委員お願いします。

○川上委員 川上です。

1点なんですけれども、認定団体の具体的事務のところですが、獣医師の登録管理とあります。これ、恐らくかなりのビッグデータになるかなとは思いますが、専門性の認定の基準など、そこが網羅されれば、例えば何か都道府県に問合せがあったときに、

このデータを公表なりしていただけるのかどうか、その辺も含めて御検討いただければと思います。よろしくお願いいたします。

○村中部会長 事務局、何かありますか。

○岩田課長補佐 こちら、都道府県が実際に広告の制限の管理をしていただくことになりますので、どこを見たら、その判断ができるのかということもありますので、こちらは認定要件確認団体の具体的な事務としては入れさせていただきたいなというふうには思っていますが、調整させていただきたいと思います。

○村中部会長 ほかにありませんか。

山崎委員お願いします。

○山崎委員 山崎でございます。

この認定要件確認団体について、私も理解するのにしばらく掛かったんですけども、この第三者が評価できる体制を取るというところと併せて考えると、ジャンルは全然違うのですが、御存知かもしれませんが、20年前に身体障害者補助犬法ができたときに、要するに訓練をして認定を出している団体に、国家として認定を与えるための認定法人というのを作ったんですね。その認定法人を作ったときに、要は補助犬の障害者福祉とか障害者医療などを見られる人と動物の健康管理や動物の福祉等を見られる方々のチーム認定ということを決めて認定法人ができました。この認定法人のやり方というのは、第三者認定という考え方なのですが、そういったいろんな人たちが一つの団体に所属しているということとはなかなか難しいので、認定法人自体に登録してもらおうとか、認定法人がお声掛けをした専門家集団が結成されます。その認定を請け負ったときに、その専門家集団でチーム構成をして、認定をするというふうにやっております。

例えば、一つの補助犬団体に、訓練士が例えば3人いるとすれば、実は同じ団体の訓練士でも、自分が担当した犬でなければ、このチームに入って認定に関わることができるんですね。そうやって、要するに第三者的公平性を守って実施されています。全くジャンルは違いますけれども、そういったやり方もあるということをちょっとお耳に入れておきたいと思います。

○村中部会長 ありがとうございます。

ほか、何か。

高橋委員、どうぞ。

○高橋委員 高橋です。

認定要件確認団体というのは、基本的にはどちらにメインで置いておかれるんでしょう。例えば、日本獣医師会が認定要件確認団体をやるとなると、我々、獣医師でも日本獣医師会に入っていない人もいますので、そういうふうになった場合はどうしたらいいのか。まず、1点お願いします。

○村中部会長 事務局どうぞ。

○岩田課長補佐 あくまで、獣医師の専門性を認定する機関を審査するところが認定要件確認団体ということになりますので、例えば、認定要件確認団体を日本医師会となったと想定した場合、日本獣医師会に入っていようが入っていまいが、関係ないというようなことになります。なお、認定要件確認団体は日本獣医師会じゃない可能性もあります。

○高橋委員 分かりました。じゃ、自由に申請は日本獣医師会の方の中の認定要件団体の方に申請をするということではよろしいんでしょうか。

○村中部会長 私が答えましょうか。日本獣医師会としての立場でお答えさせていただきたいと思いますが、実際に獣医師の専門性を認定する学会ですとか、そういったような団体、幾つもありますが、その中の、その団体を構成している獣医師が全て獣医師会の会員であるとは限っていません。

しかしながら、この認定要件確認団体というのは、そういった会員であれ、会員でない場合であれ認定要件のカリキュラムがちゃんとしているかどうか、専門性をきちんと担保しているかどうかということの評価することになるので、結果的には会員であろうが、なかろうが、公平に専門性を認めるということになっていくというふうに思います。

○高橋委員 分かりました。

それと、この認定要件確認団体ができた時点で、国の方でとか、あるいは日本獣医師会の方かもしれませんけれども、オープンにホームページか何かで上げていただき、一般の人が見られるような感じで上げていただけるんでしょうか。

○岩田課長補佐 今省令改正等も含めて、認定要件確認団体につきましては広く公表するというような形で進めています。方法については事務的な手続になりますが、公表されるという形で手続をしたいと思っております。

○高橋委員 ありがとうございます。

○村中部会長 根本的な問題ですけれども、日本獣医師会という言葉が先ほどから出てきていますが、日本獣医師会が確認団体というのと少しニュアンスが違いましてですね。日本獣医師会の中に、中立的な立場で認定・専門獣医師協議会というのを作ってあるんです

ね。その事務を日本獣医師会が賄っているというのが本当のところでございます、本来、医師の場合はちゃんとした、そういった機構という形で組織ができております。将来的にはそういった方向に持っていければ、先ほどの財政の問題とかもいろいろ関わってきますけれども、そういうふうなものになれば、更に理想的なものになるんじゃないかなと思っています。

○市川委員 今、村中先生おっしゃるように、その協議会の中には複数の団体代表者という方たちが集まってなっているんですね。でも、実際には、いろんな分野で幾つかの団体があるんです。ですから、もうそこの方が入っちゃうと、それ以外の団体は、逆に言うと、排除という形になります。ならないかもしれませんが、可能性はあると思うんですね。

ですから、中立性・公平性を保つためには、実は全く別のそういった認定する機関ではないところから、そういったメンバーを選ぶような組織であった方がいいかなという気はします。

日本獣医師会が、もし認定確認要件団体になるのであれば、やはり内規で分けるよりは、透明性をはっきりするためには全く別の機関がやるべきかなと思っています。本来であれば、その方がすっきりした形ではあるというふうに考えています。

○村中部会長 ありがとうございます。

おっしゃるとおりで、将来的にはそういった理想形に近づけないといけないと思います。これは日本獣医師会の課題でもありますので。また、組織できちんとした形で検討し、また、農水省にも御相談は申し上げたいというふうに思っています。

他にございますか。山崎委員お願いします。

○山崎委員 ここに認定要件確認団体として申請というふうに書いてあるので、基本的には農林水産省の指定団体になるというところは誰でも申請できるということになりますよね。これを見ていると、すごい補助犬でのごたごたした時代をすごく思い出してしまいました。要は指定法人を作って、ここの認定要件確認の団体として農水省が認めますよということを公にしまうと、条件によっては少し問題になってくるかもしれない。

極端な話、例えば特定の獣医療に関係のある企業なんかが別法人を作って、申請をあげることも考えられます。例えば、潤沢な資金を持って申請してくる可能性というのは、決して否定できないと思うんですね。そのハードルというか、そういったものがでてきたときには、全てが悪いというわけではないですけども、この申請を認めますというふう

なってしまったときにどうするかというところは、事前に熟考された方がいいかなと思います。

○村中部会長 事務局、今の御意見に対してですが、今ここに挙げている6項目の中で、そういったことが、山崎委員が懸念しているようなことが払拭できるという説明がございますか。

○岩田課長補佐 払拭できるとしては、(1)のところをもう少し細かく具体的に書いてというような形になってくるかなとは思いますが。

今大筋としてのところを書かせていただいていますので、もう少し記載して、ちゃんと適正な団体が申請してくるような形で進めていきたいというふうに思います。

○村中部会長 ありがとうございます。

どうぞ、吉田委員。

○吉田委員 吉田です。

皆さんのお話を伺って、とても勉強になっているところなのですが、この認定要件確認団体の規模感というのはそもそもどんな感じなんですかね。やっぱり財政面が安定とかということも含めると、今まで皆さんの話の前提となっている日本獣医師会がメインなんだろうなというふうに、私も当然のように思っています。一方、それなりの財政的な裏付けがあるところでないとは実際はできないというふうに思っていたんですが、確かに、山崎委員のおっしゃるように、大きな企業がどんどん出てきてやるということも十分あり得ることなのかなというふうに思いました、とはいえ、そういう企業が出てきて、それをまた、逆に排除していいのかということ、またこれはとても問題ではあるし、ただそれをちゃんと農水省がグリップをしておかなきゃいけないということもあります。ただ、この認定要件確認団体が一つじゃなきゃいけないという、そういうことでもないし、そういう意味で難しいなと思っています。

加えて、財政面というところで、部会長や市川委員もおっしゃったように、基本的には日本獣医師会の内部じゃない方がいいに、そんなもん決まっているわけなんだろうなと思うんです。でもそうじゃなきゃ、誰がやるかといったら、やはり日本獣医師会が中心でやらざるを得ないというのが現状なのかなと思います。

そうすると、やっぱりこの団体の規模感について、人員がどれぐらいいて、予算がどれぐらい掛かりそうで、この認定要件確認をする人たちがどれぐらいいて、その事務局も当然いなきゃいけないかと思っています。もし、現在想定している規模感みたいなのを教え

ていただければなと思ったところです。

○村中部会長 事務局、答え、用意できていますでしょうか。

○岩田課長補佐 すみません、具体的な規模感までは難しいのですけれども、条件（１）に挙げさせていただいた、小動物だけではなく産業動物も含めて広告ということになると、小動物だけでやっているところでは認定要件を確認することはなかなか難しいのかなというふうには思っているようなところでございます。

いずれにせよ、具体的に、細かく規模感についても条件に触れられるところは触れていくというような形で進めていければなというふうに思います。

○吉田委員 ありがとうございます。

○村中部会長 委員の先生方から、貴重な御意見たくさん出てございます。今日は案として非常に簡素なものを、分かりやすさから、御提示されたんだと思うんですけれども、今の意見を参考にするならば、更に書き込みが必要な部分もあるでしょうし、もっと分かりやすいものに最終的には仕上げる必要があるのかもしれない。

ほかに、何か御意見ございますでしょうか。大丈夫ですか。事務局、何かありますか。

○岩田課長補佐 本日、貴重な意見をいただきましたので、それも踏まえて、この認定要件確認団体の条件だけではなく、ほかの作業も進めていきたいと思います。９月の獣医事審議会では、全て御報告できればと思います。引き続き、御相談させていただくこともあろうかと思いますが、よろしくお願いします。

○村中部会長 どうぞ、市川委員。

○市川委員 追加で意見です。規模感の話がありましたが、私は、逆に、そんなにちゃんとすごい規模感とか、財政がしっかりしてなくても、ちゃんとした団体を選ぶシステムさえあれば問題ないと思っています。そこさえしっかりしておけば、大きな規模も、事務的なものもその団体に任せればいいので、それでいいんじゃないかなというふうには感じています。

○村中部会長 加減乗除難しいところではございますが、そこら辺は、委員の皆さんの意見を十分に汲んで、次には完成品に近いものを御提示いただければというふうに思っております。